

行政のお知らせ

安心安全

露店の開設は届け出が必要

不特定多数の人が集まる祭りなどの催しで、コンロやオーブンを発電機など火気を使用する器具を使って露店などを開設する場合、消火器の準備と消防署に「露店の開設届出書」の提出が火災予防条例で必要となっています。各消防署か総務予防室（江坂町1-6-193・1116 ☎6193・0101）。

福祉

ヘルプマークを配布しています

義足や人工関節を使用している

人、内部障がいや難病の人、妊娠初期の人などが周囲の人に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするマークです。障がい福祉室や総合福祉会館、保健所、障がい者相談支援センターで配布。マークを見かけたら、電車で席を譲る、声をかけるなど、援助をお願いします。

☎ 同室 ☎ 6384・1346 ☎ 6385・1031。



7月は

社会を明るくする運動月間

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、力を合わせて犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。安全で安心な暮らしをかなえるため、いま何が求められているのか、自分には何ができるのかを考えてみませんか。☎ 福祉総務室 ☎ 6384・1815 ☎ 6388・7348。

障がい者

点字講習会

基礎から学びます。☎ 9月

11月5日の木曜日午後1時30分～3時30分。☎ 総合福祉会館。☎ 定員 一般 20人。☎ 中途失明者 3人。☎ いずれも多数抽選。☎ はがきに◆と年齢、(1)か(2)を書いて障がい福祉室（〒564・8550住所不要 ☎ 6170・4816 ☎ 6385・1031）へ。7月13日（月）消印有効。

子育て・教育

ペアレント・プログラム

講師とともに、子育てを楽しむ、より良い親子関係にするためのこつを学びます。☎ 8月～10月の隔週水曜日、12月23日（水）午前10時15分～11時30分。☎ 地域支援センター。☎ 3歳～小学2年生の保護者。☎ 12人。☎ 多数抽選。☎ 保あり。☎ 7月1日（水）～20日（月）に電話で同センター（☎ 6339・6103 ☎ 6387・5734）へ。



青少年

夏休み育成教室のボランティア

障がい児などが対象の教室で、介助や対象者向けプログラムを手伝いませんか。8月7日（金）午後2時～5時に総合福祉会館で講習会あり。☎ 8月19日（水）～21日（金）、22日（土）、24日（月）。☎ 総合福祉会館、青山台小学校。☎ 7月22日（水）まで電話で吹田市手をつなぐ親の会・貴田（☎ 4864・1953）へ。☎ 同会が青少年室（山田西4 ☎ 6816・9890 ☎ 6816・8554）。

学校

SSWサポーターの募集

子供たちの学校生活を支えるSSW（スクールソーシャルワーカー）のサポーター登録をしませんか。市内の小学校で週1日6時間程度。1日3000円の謝礼あり。☎ 社会福祉士が精神保健福祉士の資格を持つか、取得をめざしている人。☎ 学校教育室（朝日町 ☎ 6155・8192 ☎ 6155・8872）。

健康・暮らし

健康

難病受給者証の有効期間延長

特定医療費(指定難病)受給者証の有効期限を、令和3年12月末まで延長します。申請は不要です。ただし、加入保険、住所、疾病、階層区分、自己負担上限額特例、送付先などの変更は申請が必要です。 園地域保健課(出口町) 6339・2227 FAX 6339・2058。

薬と健康の週間

ポスター・川柳募集

薬の正しい使い方や薬剤師を題材とした(1)ポスター原画(四つ切りかB3サイズ)、(2)川柳を募集。いずれも1人1作品で未発表のもの。 函(1)府内の小中学生、(2)府内在住・在勤の人。 甲(1)作品の裏面右下に◆、学校名と所在地、学年を書いて大阪府薬剤師会(〒540・0019 大阪市中央区和泉町1・3・8 FAX 6947・5480)へ郵送するか直接、市保健医療室(出口町) 6339・2225 FAX

6339・2058)へ。9月4日(金)必着。(2)はがきかフアックスに川柳と◆、年齢を書いて同会へ。9月5日(土)消印有効。 園同室。

住まい・環境

景観・緑化

公園の利用はマナーを守って

園公園みどり室(佐竹台1) 6834・5366 FAX 6834・5486。

動物に餌をあげないで 公園でハトや猫に常習的に餌やりをする、日常的にハトやカラスなどが集まる原因になります。ハトのふんは公園や周囲を汚し、乾燥すると付近に飛散し不衛生です。カラスは近づいたものを攻撃することがあり、危険です。 早朝や夜間は静かに利用を 住宅に近い公園や遊園などの騒音による苦情が多数寄せられています。近隣の住民の生活にも気を配り、ルールとマナーを守って気持ちよく利用しましょう。

消費生活センター便り

ポイントがもらえない、使えない

て買い物をしている人が多くいます。しかし一方で、ポイントがもらえない、使えないという相談が寄せられています。

一般に「ポイントは現金と同じ」と思いがちですが、ポイントは発行するお店のサービスであり「おまけ」に過ぎません。利用や付与の条件、有効期限などは、発行者が自由に決めることや、変更することができます。

「10%ポイントキャンペーンだったのが3万円の買い物をしたが、付与の上限が1000ポイントだった」「期限切れで使えなかった」などの苦情もあります。特にお得さを強調するキャンペーンでは、有効期限や上限が定められていることもあり、注意が必要です。ポイントの有効期限や利用条件は、発行者のホームページや規約などで必ず確認しましょう。

また、発行者が突然倒産してポイントが使えないケースもあります。補償はされませんが、こうしたことを避けるには、たまったポイントは早めに使うのが「ポイント」です。

園消費生活センター

TEL 6319・1000
FAX 6319・1500

事例1 「入会で6000ポイントプレゼント」との通販サイトの広告を見て、クレジットカードを申し込んだ。しかし付与されたのは1000ポイントだけで、あとの5000ポイントはその通販サイトで5万円以上買い物しないともらえないとあとで分かった。

事例2 「給油や洗車でポイントが付くのでお得」と勧められ、500円払ってガソリンスタンドの会員になった。2000ポイントたまったのでポイントを使おうと思ったら、ガソリンスタンドが閉店して使えなかった。

日常の買い物やサービスを利用することでためることができポイント。ためたポイントで買い物や、特典を受けることができるため、ポイントを意識し